

別紙料金表

【利用料】

サービス利用料金は介護報酬の10%相当額と居住費・食費・その他の利用料の合計金額となります。サービス利用料金はご契約者様の要介護度により異なります。

サービス利用料金

下記の料金表によって利用者の介護度に応じたサービス料金をお支払いいただきます。

要介護度	介護保険1割負担分(1日)	居室料金(1日/1月)	水道光熱費(1日/1月)	食事料金(1日)	日用品
要支援2	755単位/755円	1,500/45,000	500/15,000	1,380 (朝食300昼食550夕食530)	自費
要介護1	759単位/759円				
要介護2	795単位/795円				
要介護3	818単位/818円				
要介護4	835単位/835円				
要介護5	852単位/852円				

要介護度	1日あたりの合計	1ヵ月(30日あたり)
要支援2	4,135円	124,050円
要介護1	4,139円	124,170円
要介護2	4,175円	125,250円
要介護3	4,198円	125,940円
要介護4	4,215円	126,450円
要介護5	4,232円	126,960円

加算

加算項目	介護保険(1日)	1割負担分
初期加算	30単位/日	30円/日
医療連携体制加算	39単位/日	39円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位/日	12円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位/日	6円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	6円/日
夜間支援体制加算(Ⅰ)	50単位/日	50円/日
夜間支援体制加算(Ⅱ)	25単位/日	25円/日
退居時相談援助加算	1回のみ400単位	1回のみ400円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	3円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位/日	4円/日
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	120円/日
看取り介護加算(1)死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	144円/日
看取り介護加算(2)死亡日の前日及び前々日	680単位/日	680円/日
看取り介護加算(3)死亡日(死亡月に加算)	1,280単位/日	1,280円/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬に対して83/1000	

加算内容説明

初期加算

- ①1日につき認知症共同生活介護に登録してから起算して30日以内の期間については、初期加算として上記の通り加算分に自己負担が必要になります。

医療連携体制加算

- ①当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、または病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、1名以上確保していること。
- ②看護師により24時間連絡体制にあること。
- ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

サービス提供体制加算(Ⅰ)イ

- ①当該認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。

- ②通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれかにも該当しないこと。

サービス提供体制加算(Ⅰ)ロ

- ①当該認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

- ②定員、人員基準に適合していること。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

- ①当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。

- ②定員、人員基準に適合していること。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

- ①指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

- ②定員、人員基準に適合していること。

夜間支援体制加算(Ⅰ)

- ①夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が2以上であること。

夜間支援体制加算(Ⅱ)

- ①夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数に1を加えた数以上であること。

#### 退居時相談援助加算

利用期間が1ヶ月を超える利用者が退居し、その居宅の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用される場合において当該利用者の退居時に当該利用者及び家族に対して退居後に居宅サービス、地域密着サービスその他について相談援助を行い、同意を得ること。

#### 認知症専門ケア加算(Ⅰ)

①当該事業所又は施設における利用者の総数のうち、日常生活に支援をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下対象者という。)の占める割合の2分の1以上であること。

②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者数が20人以上である場合には、1に、当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すことに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

③当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

#### 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

①当該事業所又は施設における利用者の総数のうち、日常生活に支援をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下対象者という。)の占める割合の2分の1以上であること。

②認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。

③当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

#### 若年性認知症加算

①認知症状のある64歳以下であり、要介護状態又は要支援状態である者が対象。個別の担当者を定めていること。

#### 看取り介護加算

①看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

②医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

③看取りに関する職員研修を行っていること。

#### 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 上記加算を含めた介護報酬に8.3%かけた金額。

※ 体調不良にて医療機関への入院が長期化する場合でも、ご家族やご本人が事業所からの退去を望まれない場合は、住居費のみ日割りにしていただくことになっています。尚、入院期間が1ヵ月がたち、退院の目途がつかないと主治医に判断された場合は、退去の相談をいたします。

#### 【その他利用料】

項目	利用料
特別な食事(酒を含みます)	要した費用の実費
理髪	1,500
パーマ	4,500
毛染め(カット含む)	4,500
理髪顔剃り	2,000